
アトレ M クラブカードポイント利用規約

第 1 条（本規約の目的）

本規約は、株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社丸広百貨店（以下「丸広百貨店」といいます。）が提携して発行する「アトレ M クラブカード」（以下「本カード」といいます。）の利用に応じ、当社が本カード会員（以下「会員」といいます。）に対し、提供するポイントサービス（以下「本ポイントサービス」といいます。）について定めたものです。

第 2 条（本ポイントサービスの概要）

- 1.本ポイントサービスは、会員が本カードを利用して決済したカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じ、当社が「アトレポイント」（以下「本ポイント」といいます。）を付与する制度です。
- 2.会員が本ポイント以外にラブリーポイント、その他ポイントを付与されている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

第 3 条（本ポイント付与方法）

- 1.当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金のご利用金額に応じて、200 円（消費税を含みます。）につき 1 ポイントを付与するものとします。（ただし、200 円未満は切り捨ていたします。）
- 2.会員が獲得した本ポイントは、当社より送付する「ご利用代金明細書」欄またはインターネットサービス「インターコムクラブ」（ユーザー登録が必要となります。）の「ご利用代金明細書照会」画面（以下総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）に利用金額が表示された請求月に会員に付与します。また、付与されたポイント数は「ご利用代金明細書等」に表示するものとします。

第 4 条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1)カードキャッシングの利用代金および手数料。
- (2)分割払い・リボルビング払いの手数料。
- (3)年会費等の費用。
- (4)本カード再発行等に関する手数料。
- (5)本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合。
- (6)Edy・nanaco・Kyash・WebMoney（au PAY のチャージを含みます。）・TOYOTA Wallet・スマイルマネー・交通系 IC（Suica・PASMO・ICOCA）・JALPay・ANAPay・FamiPay・WAON 等の電子マネーの各チャージ利用代金。
- (7)会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金。
- (8)本カードの利用代金が、第 3 条第 1 項に記載の金額に満たない場合、ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9)(1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または、特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を、本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

第 5 条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

第 6 条（本ポイントの有効期間）

- 1.本ポイントの有効期限（以下「有効期限」といいます。）は、本ポイントが付与された月から起算して 24 ヶ月後の末日とします。
- 2.前項に定める有効期間を経過した本ポイントは、会員に通知することなく順次失効するものとします。

第7条（本ポイントの引換）

本ポイントの引換は、毎月当社が定める日において、500 ポイントを超えたポイントについて、500 ポイント単位にて1 ポイントを1 円分としてJ デポへ引換が可能となり、J デポはカードショッピングご利用金額からカード利用金額請求時に値引きいたします。

第8条（公租公課）

本ポイントサービスにより付与された本ポイントについて、公租公課が課せられる場合は、会員が公租公課を負担するものとします。

第9条（権利の喪失およびサービス停止等）

会員が次の各号に該当したときは、理由の如何を問わず、当社は会員に通知することなくして本ポイントサービスの権利を停止及び失効させることができるものとします。

(1)ジャックスカード会員規約、アトレ M クラブカード会員特約または本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。

(2)違法行為または不正行為を行った場合。

(3)支払債務を延滞した場合。

(4)その他会員として不適格と当社が判断した場合。

第10条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本ポイントサービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

第11条（本ポイントサービスに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、本ポイント付与資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとします。

第12条（変更・中止・終了等）

1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2.前項により会員に生じた損害については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第13条（適用）

本規約に定めない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとします。

第14条（準拠法）

本ポイントサービスの内容は、日本国の法令等が適用されるものとします。

まるひろ M クラブ会員規定

第1条（会員）

会員とは、本規定を承認の上、株式会社丸広百貨店（以下「当社」といいます。）に、まるひろ M クラブ（以下「M クラブ」といいます。）の入会の申込をされ、当社が入会を認めた16 歳以上の方をいいます。

第2条（カードの発行、貸与）

1.本規定に定めるカードは「まるひろ M クラブ現金専用カード」（以下「現金専用カード」といいます。）、「まるひろスターカード」「まるひろ M クラブカード」「アトレ M クラブカード」「まるひろ M クラブメンバーズカード」（以下これらを総称して「現金・クレジット併用カード」といいます。）とします。当社は現金専用カードを発行、現金・クレジット併用カードは当社 M クラブ提携先である株式会社ジャックス（以下「ジャックス」といいます。）が、「まるひろスターカード特約」「まるひろ M クラブカード特約」「アトレ M クラブカード特約」「ま

- ・ 〃 20万円以上の場合：5ポイント

- ・ 〃 50 万円以上の場合： 7 ポイント
- ・ 〃 70 万円以上の場合：10 ポイント

「まるひろスターカード」のポイント率が適用される期間は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末とします。入会初年度は 3 ポイントの進呈とします。但し、外商登録による入会の場合は別途まるひろが指定したポイント数となります。また、年間買上金額計算期間は毎年 1 月 1 日から 12 月末とします。但し、入会された年は入会された日から最初に到来する 12 月末日までとします。また、アトレマルヒロでの精算は年間買上金額の対象外です。食料品・飲食・セール品などの商品は前年度買上金額にかかわらず、進呈されるポイントは常にお買上本体価格（税抜き）毎の 200 円につき 1 ポイントとします。ポイントの進呈及び年間買上金額の計算は、カード単位とし複数カードの合算は行いません。

第 4 条（ポイントの表示・照会）

- 1.進呈・利用・累計ポイント等はカードを提示されたご精算毎にお買上明細（レシート）に表示します。
- 2.会員本人であると証明された場合に限り、M クラブカウンター及びレジにてポイント数を照会することができます。なお、年間買上金額は、M クラブカウンターでのみ照会することができます。

第 5 条（ポイントの利用方法）

- 1.ポイントは、丸広百貨店全店でご利用できます。但し、アトレマルヒロ・一部の商品・売り場・その他特に指定するものでご利用いただけない場合があります。
- 2.ポイントは、1 ポイントにつき 1 円換算とし 1 ポイント単位でご利用いただけます。換金および商品券・金券・ギフト券等との交換はできません。
- 3.ポイントのみのご利用の場合、つり銭はお出しできません。
- 4.クレジットカードでのご精算の場合、現金・クレジット併用カードに限りご精算の一部としてポイントをご利用いただけます。
- 5.ポイントは、他人へ譲渡できません。

第 6 条（ポイントの積立期間と有効期限）

- 1.第 3 条第 5 項 1) a) b)、および 2) で進呈されたポイントの積立期間は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日とします。ただし、入会初年度は入会された日から最初に到来する 2 月末日までとします。（2 月の申込みの場合、その当月末とします。）
- 2.本条第 1 項のポイント有効期限は、各年度の積立期間終了後 10 ヶ月（毎年 12 月末日）を期限とします。
- 3.有効期限を過ぎたポイントは無効となります。

第 7 条（お買上げ商品の返品処理）

- 1.ポイント進呈のあった商品等を返品・取消しする場合、カード及びお買上明細（レシート）を提示し当該進呈ポイント及び年間買上金額から減算するものとします。
- 2.ポイントを利用してご精算いただいた商品等を返品・取消しする場合、ご精算時に利用された同数のポイントをお戻しします。
- 3.商品等の返品・取消しによりポイント残高がマイナスになった場合、マイナスポイント数に相当する金額を請求させていただく場合があります。
- 4.返品・取消しについては、商品の特性及び購入期日等でお受けできない場合があります。

第 8 条（他の優待割引との重複利用の禁止）

他の優待割引を利用した場合、ポイントの進呈はしないものとします。

第 9 条（カード利用の停止、会員資格の喪失）

- 1.会員が本規定に違反のおそれがある場合、又はカードの利用状況が不適当・不審であると当社が判断した場合、当社は会員に通知することなくカード利用を停止することができます。
- 2.会員が本規定に違反した場合、又はカードの利用状況が適当でないと当社が判断した場合、当社は会員に通知

することなく会員資格を喪失させることができます。この場合カードに付随する権利・特典は無効とし、会員は現金専用カードを当社に、現金・クレジット併用カードをジャックスに返却するものとします。

第 10 条（退会）

- 1.会員は申し出により M クラブを随時退会できます。退会によりカードに付随する権利・特典は無効とし、会員は現金専用カードを当社に、現金・クレジット併用カードをジャックスに返却するものとします。
- 2.入会申込み月、又は最終ご利用日より 2 年間カードのご利用が無い場合、現金専用カードは自動的に退会となります。なお、退会に関する通知はしないものとします。

第 11 条（カードの紛失・盗難・破損等）

- 1.カードの紛失・盗難があった場合、現金専用カードは当社に、現金・クレジット併用カードは当社及びジャックスにすみやかにお届けください。なお、カードの紛失・盗難による再発行は、実費を申し受けます。（現金専用カードは税込 200 円、現金・クレジット併用カードは別途規定）
- 2.現金専用カードの破損・磁気不良は、当社が認めた場合に限り当該カードと引換に再発行します。なお、現金・クレジット併用カードについては、ジャックスの定めるカード規約に準じます。
- 3.カードの紛失・盗難などの事由で第三者によるポイントの利用がなされても、その損害は会員が負担するものとし当社は一切の責を負いません。

第 12 条（会員の届出内容の変更）

会員の氏名・住所・電話番号など届出済の内容に変更が生じた場合、現金専用カードは当社に、現金・クレジット併用カードはジャックスにすみやかにお届けください。変更事項のお届けがない場合カードの利用を停止することがあります。

第 13 条（不測の事由による会員の損害）

天災地変等の当社の責任によらない事由から生じた会員の損害については、当社はその責任を負いません。

第 14 条（本規定の変更等）

当社は、次の各号に該当する場合には、本規定の変更の効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ (<https://www.maruhiro.co.jp>) において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知した上で、本規定を変更することができるものとします。なお、第 2 号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめ当社のホームページへの掲載等を行うものとします。

- 1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- 2)変更の内容が本規定に係る契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 15 条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法を適用するものとします。

第 16 条（個人情報の取扱い）

- 1.当社は、会員の住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレス等の M クラブ入会申込み時または web で登録した内容（これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含む）及びカードの利用内容等、会員の個人に関する情報について必要な保護措置を厳重に行った上で、以下の目的のために個人情報を利用いたします。
 - a)当社事業における宣伝・印刷物、新商品情報、サービス情報等の送付等の営業案内。
 - b)当社グループ企業からの宣伝・印刷物、新商品情報、サービス情報等の送付等営業案内。
- 2.当社は、営業案内を行うにあたり、業務等の一部を当社取引先に委託する場合、保護措置を講じた上で業務委託します。
- 3.会員は、当社に対して個人情報の保護に関する法律に則し、本人に関する個人情報を開示するよう請求ができます。

4.開示請求により、万一、個人情報および登録内容に誤りが判明した場合、当社はすみやかに訂正、又は削除に応じるものとします。

5.会員は、本条第1項 a) b) の中止を当社に申し出ることができ、当社は申し出の受理後、以降の個人情報の利用を中止する措置をとります。

第17条（年会費）

「まるひろスターカード」会員は、当社に対し、当社の定める年会費とその消費税を本カードの年会費として支払うものとします。

第18条（オンラインショップ利用について）

1.オンラインショップのまるひろポイント利用・進呈

a)オンラインショップにおけるまるひろポイント利用・進呈は、「まるひろオンラインショッピング」に会員登録し、ポイントカード番号をご登録いただく必要がございます。

b)まるひろポイントは1ポイント1円でオンラインショッピングのお支払いに利用できます。注文手続きを完了すると、利用した分のポイントが差し引かれます。

c)進呈されるポイントはお支払い方法、利用するカード（スターカード含む）、入会サークルにかかわらず、本体価格100円（税抜）につき1ポイントとします。ポイント利用額、送料、消費税等は除きます。進呈されたポイントはまるひろの各店舗（アトレマルヒロ除く）でも利用できます。

d)ポイント進呈時期はご注文の商品の到着後、決済が完了した翌日以降となります。

e)ご注文後のキャンセルについては、ご利用ポイントをお戻しいたします。ポイントの一部ご利用の際に、ご注文の一部が欠品等の理由でお届けできなくなった場合は、ポイント以外のお支払い方法から先に差し引かせていただきます。なお、キャンセルの受付に関する規定は「まるひろオンラインショッピング」会員規約第13条10項に準じます。

f)ご利用ポイントは、送料、商品価格の順に充当いたします。

g)上記以外のポイント利用、進呈に関しては、当規約第3条～第7条に準じます。

2.お支払方法／商品代金のお支払いは下記の方法がございます。

- ・クレジットカード払い
- ・代金引換
- ・NP後払い
- ・まるひろ友の会お買物カード

3.スターカードの年間買上金額

オンラインショップでのお買物は年間買上金額の対象となります。買上金額の反映は、ご注文の商品の到着後、決済が完了した翌日以降になります。

※12月ご注文で配送完了の確認が年明け1月となった場合は翌年度の買上金額となります。

4.システムメンテナンス／システムメンテナンス実施につき、毎日1:00～5:00はポイントカードの登録・変更、ポイント利用のお買物はできませんのでご了承ください。

（お問い合わせ先）

株式会社 丸広百貨店 Mクラブカウンター

〒350-8511 埼玉県川越市新富町2丁目6番地1

電話 049-224-1111（大代表）

2025年9月1日改訂